

火打形公園スケートボードパークに係る照明設備設置業務委託仕様書

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が委託する業務の実施に必要な事項を定めるものである。

第1章 基本情報

1 名称

火打形公園スケートボードパークに係る照明設備設置業務委託（以下「本業務」という。）

2 背景

京都市南区に位置する火打形公園は上鳥羽南部地区土地区画整備事業により、平成16年に設置された。また、本公園には、京都市で初めてとなるスケートボードパークを整備し、スケートボードの個人利用のため午前8時から午後9時まで（季節により変動）施設を供用している。

現状、日没後の時間帯において、公園内に設置されている照明だけでは、安全で快適に競技を実施するために必要な照度を十分に確保できていない状況である。このため、利用者からは照明設備の改善に関する要望が寄せられており、本業務は、日没後のスケートボードの利用に適切な照度を確保し、安全で快適な環境の充実を図るため、照明設備の設置を実施するものである。

3 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

(1) 名称

火打形公園スケートボードパーク

(2) 所在地

京都市南区上鳥羽火打形町他 地内

第2章 業務内容

1 照明設備設置内容の検討等

(1) 検討作業

照明設備の設置に当たり、照明機器、設置手法及び設置内容は、次の要件を踏まえ検討し、公募型プロポーザルで提案された内容に基づくものとする。

ただし、照明設備設置に当たり競技団体からの意見等を踏まえ、業務受託後、次の要件を変更する場合がある。

- ・LED未対応の既存照明柱3基を更新する。
- ・既存照明柱4基（※）に、競技用の照明機器を設置する。

※LED 未対応 3 基、LED 対応予定 1 基

- ・照明柱を 1 基新設し、競技用の照明機器を設置する。
- ・照明柱 1 基につき、競技用の照明機器の設置上限数は 2 灯とする。
- ・照明機器は LED 灯とし、防水対策が施されたものとする。
- ・イベント等で活用可能な電源設備（コンセント）を 1 箇所設置する。
なお、施錠など防犯対策を備えたものとする。
- ・既存照明柱及び新設照明柱等の設置可能な範囲・場所は別添のとおり。
- ・配管等は可能な限り既存設備を活用し、低廉な手法を検討する。
- ・照明の照度は、安全に利用できる適切な照度とする。
- ・近隣施設・住宅の光害対策を踏まえた照明機器・設置内容とすること。
- ・既存照明と競技用照明の点灯時間の差別化に対応すること。
- ・照明柱の更新・新設に当たっては、必要な安全対策を実施すること。

(2) 設置内容の決定

(1) で検討した設置内容について、作業工程、作業方法等をまとめた業務計画書を作成し、あらかじめ本市の承諾を得ること。

なお、本業務と並行し、同地で別途スケートボードパークの工事を予定しており、工事期間が重複することから、同工事の受注者と工程等について綿密に調整を図ったうえで、業務計画書を作成すること。

2 照明設備の設置

(1) 照明設備の設置

「第 2 章 業務内容 1 照明設備設置内容の検討等」において決定した設置内容に基づき、照明設備を設置する。また、照明機器の設置時は、照度等について本市立ち会いのもと確認することとし、必要に応じて、調整すること。

また、設置には、照明が実際に利用できる状態となる全ての業務を含むものとする。

なお、本業務と並行し、同地で別途スケートボードパークの工事を予定しており、工事期間が重複することから、同工事の受注者と十分に協力して円滑に本業務を遂行すること。

(2) 産業廃棄物処分等

(1) で発生した産業廃棄物について、受託者の責任において適切に処理すること。また、その処理に当たり法令などの規制を受けるものについては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を提出すること。

第 3 章 業務の実施

1 業務の着手

受託者は、契約締結後 14 日以内に業務に着手しなければならない。ここでいう「着手」とは、乙が業務の実施のために、甲との打合せを開始することをいう。

2 業務条件

乙は、次の事項を遵守すること。

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、甲とは常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。
- (2) 業務の実施日時及び業務の遂行に当たっては、本公園の管理者である南部土木みどり事務所及び発注者である市民スポーツ振興室と打合せのうえ、公園利用者への影響が最小限になるよう配慮すること。
- (3) 破損や汚損、事故や災害がないよう十分に留意しながら慎重に業務を遂行すること。これらが発生した場合は、甲に直ちに報告するとともに、乙の責任において修繕し、弁償し、又は賠償すること。
- (4) 乙は、関係法令等を遵守し、業務を適正に遂行すること。また、第三者、本公園利用者、甲及び乙の作業員等の安全を確保するため、保安要員の配置等の必要な措置を講じること。
- (5) 通路、園路等に設置した養生、資材等を速やかに撤去し、及び回収すること。また、履行場所を清掃し、残材を放置しないこと。
- (6) 業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 業務遂行に当たり必要な申請は乙で実施すること。

3 適用範囲

本業務の遂行に当たっては、本仕様書によるほか、以下の主な法令、関係法令その他の関係図書（本市の指示した文書を含む。）に従うこととする。

- ・地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
- ・建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
- ・都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）

4 提出書類

乙は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

(1) 契約締結後

- ア 業務計画書（作業方法、作業工程等）
- イ 協議録その他甲が指示するもの

(2) 業務完了時

- ア 完了通知書
- イ 成果物納入届
- ウ 請求書
- エ 照明設備のメンテナンス方法に関するマニュアル
- オ その他京都市が指示するもの

5 成果物

(1) 業務報告書

「第3章 業務の実施 4 提出書類」に加え、整備前・中・後における写真及び照度分布図を添付すること。

(2) 必要部数

(1)について、製本1部及び電子媒体(CD-R等)1部を提出すること

(3) 照明設備の所有権は甲に移転し、及び業務報告書の著作権は甲に無償で譲渡する。

(4) 業務完了後15年間は乙において業務報告書の写しを保存する。ただし、甲が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りでない。

(5) 乙は、甲が指示した場合は、履行期間中においても成果物の部分引渡しを行わなければならない。ただし、事業の進捗状況等により部分引渡しが著しく困難と認められる場合は、この限りでない。

6 費用負担及び委託料の支払い

(1) 費用負担

乙は、本業務を履行するに当たって必要となる備品、消耗品等の費用を負担すること。

本業務に係る一切の費用については、本業務の委託料に含む。

(2) 委託料の支払い

甲において成果物の検収が完了した後、乙からの請求により支払う。

なお、前金払及び部分払は行わない。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙両者協議のうえ、定めることとする。ただし、協議が整わない場合においては、甲が定めるものとする。